

KAWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/JUN/05th



議題はとうとう住民投票に突入！

市民参加・参画の用語解説

パブリック・アンダースタンディング (PU) 情報開示の制度を整備し、市民に社会的参加の意識を広げようとする試み。
パブリック・インボルブメント (PI) 政策作成の過程で、市民の意見を吸い上げるために、市民に過程での意思表示の機会を作る試み。
パブリック・コンセンサス (PC) 市民に評価や政策過程に参加だけでなく、意思共有や責任を持たせるために、各段階で市民との合意形成を進めようとする試み。

PR（政策策定段階から）の市民参画（）に向けて

そんな中私たち「高松市自治基本条例を考える市民委員会（以下、市民委員会）」も最後の取りまとめについて考える時期にきました。市民委員会は、高松市の自治基本条例（以下、本条例）に盛り込む内容について、市民の目線で検討することを目的に集まりました。しかし、私たちが会議室で議論したことイコール高松市民の総意を表しているとはなりません。そこで、PR（パブリック・インボルブメント）と呼ばれる市民参画の機会を設けることにしました。簡単に言うと、市民委員会が取りまとめた本条例骨子案について、市民の皆さんとの意見交換をするフォーラムを開くということです。詳細は市の広報でお知らせします。

ですが、一人でも多くの市民の方に参加していただくことが大事だと思っています。

私たちが行うPRは、市民委員会委員による本条例骨子案についての説明や市民の皆さんとの意見交換などを予定しています。

また、本条例がより良いものになるように、他市との比較も大切になります。自治基本条例についてHP（ホームページ）内で情報提供している多くの自治体の中で、市民の意見を汲み取れるように具体的な制度（システム）を構築している例に特に注目しています。

瓦版第3号で柘植委員長が比喩として述べた「本条例は市を動かすOS（オペレーティングシステム）と似ている」という言葉は、「市民の意見を市政に反映させる道具を整備すること」を意味します。今回のPRは、民意反映の機会を本条例制定段階から取り入れようという意識したものです。市民の皆さんの意見を募る機会は今回のイベントだけではなく、下記のメールアドレスでも受け付けています。

住民投票とポピュリズム（大衆迎合主義）の危険、多数決の限界

今回の会議では、本条例骨子案の各項目のニュアンスについて討議しました。次回も、本条例の重要項目である「住民投票の要件」について考えていきます。ここで少し「住民投票制度」について整理してみたいと思います。住民投票は、行政と議会に対して市民の意思を示す最後の切り札ですが、その一方、選挙により市長や議員に一旦でも民意を委託したのだから、その必要性は生じないといつかもれません。しかし、高松市と牟礼町の合併にいたるまでの過程において、その歪みを目にしたのも現実です。それとは別に、残念ながら住民投票の結果が必ずしも常に正しい判断とは限りません。目先の利害に惑わされたり、特定の情報によって偏った意見のみ注目された場合には、市の合理的・長期的な判断を市民が否定してしまう可能性もあるからです。

このようなポピュリズムへの警戒も含め、住民投票を過信しすぎず、かつ、お任せ民主主義でない未来を考えねばなりません。この辺りを次回の委員会に議論する予定です。

委員から一言



プロセスを大切に

最初の会議での委員長の言葉が『プロセスを大切に』と言う事だったので、自分なりに考えながらワークショップ等に臨んできました。初めはどうなる事だろうと思っていましたが、徐々に自治基本条例の形が見えて来た時には、人の力の偉大さを感じました。この先、委員の人たちの条例骨子案が、良い結果を出す事を信じ、また期待しながら頑張っていきたいと思えます。

上枝 秀則

●委員会の今後の予定

- 第10回委員会 7月 3日（木）18：30～ 市役所3階32会議室
- 第11回委員会 7月 9日（水）18：30～ 市役所11階職員研修室

市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に

件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。